

青森県報

号外第百号

平成十七年
十一月三十日
(水曜日)

人事委員会

人事委員会規則七 一八七(平成十七年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員)をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一八七

平成十七年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年十一月青森県条例第八十一号)附則第二項の規定に基づき、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間について定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 施行日の前日において職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。)別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(給与条例別表第四イの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料月額 施行日の前日におけるその者の属する職務の級に
(以下「旧給料月額」という。) おける最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

目 次

人事委員会規則七 一八七(平成十七年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等)……………	(職員課) ……
人事委員会規則七 一八八(平成十七年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例)……………	(同) ……
人事委員会規則七 一八九(平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)……………	(同) ……
人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則……………	(同) ……
人事委員会規則七 三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則……………	(同) ……
人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……
人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……
人事委員会規則七 八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則……………	(同) ……
人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則……………	(同) ……
人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………	(管理課) ……

(期間の通算)

第三条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与と条例第四条第八項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年十二月青森県条例第七十一号)附則第五項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一八八(平成十七年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例)をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一八八

平成十七年改正条例の施行の日における昇格又は降格の特例

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年十一月青森県条例第八十一号。以下「改正条例」という。)(附則第七項の規定に基づき、改正条例の施行の日(以下「施行日」という。)(における昇格又は降格の特例)について定めるものとする。

(昇格又は降格の特例)

第二条 施行日(平成十七年十二月一日)に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなして人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一八九(平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一八九

平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年十一月青森県条例第八十一号。以下「改正条例」という。)(附則第五項から第七項までの規定に基づき、平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第二条 改正条例附則第五項の人事委員会規則で定める職員は、平成十七年六月に期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当又は期末特別手当について改正条例第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)第十九条第一項後段、第十九条の五第一項後段又は第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員)にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)(までの期間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一月以内)に退職した職員)であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当について改正条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第十九条第一項後段、第十九条の四第一項後段、第十九条の五第一項後段又は第二十一条第五項の規定の適用を受けたもの)にあつては、当該退職した日(から基準日までの期間)において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)(以外の職員とする。

一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)

第一条第一号から第四号までに掲げる特別職の職員

二 教育長

三 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の適用を受ける職員

四 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年四月青森県条例第五号）の適用を受ける職員

五 公社、公庫等の職員

六 国又は他の地方公共団体の職員

七 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第十二条第一号に規定する退職派遣者

（新たに職員となった者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例）

第三条 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成十七年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成十七年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。

（在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の数の算定）

第四条 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十七年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号から第四号までに掲げる者（以下この号及び次条において「特別職の職員等」という。）であつ

た者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち特別職の職員等として勤務した期間（同項において「特定特別職の職員等期間」という。）を除く。）

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、「専従休職期間（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）」、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、「派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、「育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は公益法人等派遣期間（公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）

三 停職期間（地方公務員法第二十九条第一項から第三項までの規定により停職にされていた期間をいう。）

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第十五条第三項、職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第一号）第三条第一項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第二号）第三条第一項の規定により給与を減額された期間

五 職員の給与に関する条例第十二条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める数は、平成十七年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間（特定特別職の職員等期間のある月にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間（特定特別職の職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額

(特定特別職の職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の・三六を乗じて得た額(第六条において「附則第五項第一号基礎額」という。)に満たないもの

(特別職の職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第五条 改正条例附則第六項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の人事委員会規則で定める者は、特別職の職員等とする。

2 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、特別職の職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、特別職の職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第六条 附則第五項第一号基礎額又は改正条例附則第五項第二号に掲げる額に一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表(第二条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給 8,271円
4 級	9,700円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,200円
8 級	11,800円
9 級	12,800円
10 級	13,500円
11 級	15,400円

イ 警察職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給 7,029円、3号給 7,326円、4号給 7,645円、5号給 7,956円
2 級	9,000円。ただし、2号給 7,717円、3号給 8,041円、4号給 8,451円、5号給 8,896円
3 級	9,800円。ただし、2号給 8,905円、3号給 9,265円、4号給 9,630円

4 級	10,600円。ただし、1号給10,363円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,200円
8 級	12,700円
9 級	13,200円
10 級	13,900円

ウ 教育職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給 6,615円、3号給 6,889円、4号給 7,213円、5号給 7,569円、6号給 7,969円、7号給 8,419円、8号給 8,716円、9号給 9,013円
2 級	11,600円。ただし、2号給 8,572円、3号給 8,883円、4号給 9,193円、5号給 9,526円、6号給 9,882円、7号給 10,372円、8号給10,890円、9号給11,412円
3 級	12,700円 (条例別表第四イの備考(二)に定める職員にあつては、12,900円)
4 級	14,000円

エ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給 6,615円、3号給 6,889円、4号給 7,213円、5号給 7,569円、6号給 7,969円
2 級	11,500円。ただし、2号給 7,308円、3号給 7,681円、4号給 8,082円、5号給 8,572円、6号給 8,883円、7号給 9,193円、8号給 9,526円、9号給 9,882円、10号給

	10,372円、11号給10,890円、12号給11,412円
3 級	12,200円 (条例別表第四ロの備考(二)に定める職員にあつては、12,500円) ただし、1号給12,114円 (同表ロの備考(二)に定める職員にあつては、12,474円)
4 級	13,600円

オ 教育職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,000円。ただし、2号給 9,099円、3号給 9,490円、4号給 9,891円、5号給10,318円、6号給10,741円
2 級	12,600円。ただし、1号給11,335円、2号給11,916円、3号給 12,487円
3 級	13,500円。ただし、1号給12,816円、2号給13,482円
4 級	16,100円

カ 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,584円、3号給11,029円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,270円
3 級	15,400円
4 級	16,500円

キ 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円

2 級	8,000円。ただし、2号給 7,924円
3 級	9,600円。ただし、1号給 9,211円、2号給 9,531円
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,900円
7 級	13,000円

ク 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給 6,817円、3号給 7,069円、4号給 7,330円、5号給 7,609円、6号給 7,974円
2 級	9,900円。ただし、2号給 8,023円、3号給 8,401円、4号給 8,820円、5号給 9,072円、6号給 9,337円、7号給 9,603円
3 級	10,200円。ただし、1号給 9,909円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,300円

附 則

この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成十七年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三八（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 県立美術館開館準備局

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員 円
	1 種 円	2 種 円	3 種 円	4 種 円	5 種 円	
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
1 年 以 上 2 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
2 年 以 上 3 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
3 年 以 上 4 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
4 年 以 上 5 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
5 年 以 上 6 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000
6 年 以 上 7 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	48,200
7 年 以 上 8 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	46,400
8 年 以 上 9 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	44,600
9 年 以 上 10 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	42,800
10 年 以 上 11 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	41,000
11 年 以 上 12 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	39,200
12 年 以 上 13 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	37,400
13 年 以 上 14 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	35,600
14 年 以 上 15 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	34,200
15 年 以 上 16 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	32,800
16 年 以 上 17 年 未 満	302,500	264,500	212,700	156,500	98,500	31,400
17 年 以 上 18 年 未 満	298,100	260,500	209,400	153,900	96,900	30,000
18 年 以 上 19 年 未 満	293,700	256,500	206,100	151,300	95,300	28,600
19 年 以 上 20 年 未 満	289,300	252,500	202,800	148,700	93,700	27,200
20 年 以 上 21 年 未 満	284,900	248,500	199,500	146,100	92,100	25,800
21 年 以 上 22 年 未 満	273,000	238,600	192,200	140,500	88,800	25,200
22 年 以 上 23 年 未 満	260,800	228,500	184,700	135,200	85,100	24,600
23 年 以 上 24 年 未 満	249,000	218,800	177,700	129,600	81,900	23,700
24 年 以 上 25 年 未 満	237,100	208,800	170,300	124,300	78,200	23,100
25 年 以 上 26 年 未 満	225,100	198,900	163,100	118,900	74,900	22,500
26 年 以 上 27 年 未 満	210,000	185,200	152,000	111,100	70,000	21,900
27 年 以 上 28 年 未 満	195,200	171,800	141,400	103,200	65,500	21,300
28 年 以 上 29 年 未 満	180,300	158,400	130,600	95,400	61,100	20,600
29 年 以 上 30 年 未 満	165,100	144,700	119,500	87,600	56,200	20,300
30 年 以 上 31 年 未 満	147,800	129,800	108,000	79,100	51,500	19,900
31 年 以 上 32 年 未 満	130,400	114,800	96,200	70,700	46,400	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	113,300	100,100	84,800	62,000	41,900	18,500
33 年 以 上 34 年 未 満	82,800	75,300	65,300	49,400	33,800	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則
この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中

「本庁理事

「本庁理事

県立美術館開館準備局長

「参事

美術館整備推進監

「参事

局の項中

「埋蔵文化財調査センター所長

「埋蔵文化財調査センター所長

近代文学館長

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百四十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の九十」を「百分の百」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にあ
る職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当につい
て職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年十一月青森県条
例第八十一号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規
定によるものとした場合の」とする。

第四条第三項に次の一号を加える。

三 条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十七年四月
一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるの
は、「係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正す
る条例（平成十七年十一月青森県条例第八十一号）の施行の日における同条例第
一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

人事委員会規則一四 ○（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 ○（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一
部を改正する規則

人事委員会規則一四 ○（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を
次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中「医師確保対策監」の下に「局長」を加え、
美術館整備推進監」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭